

下関市私立保育所等新卒保育士就労支援金交付要綱

令和3年9月13日制定

令和5年11月10日一部改正

令和6年9月17日一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の私立保育所、私立認定こども園、私立幼稚園及び私立の地域型保育事業所（以下「保育所等」という。）に新たに勤務する保育士及び幼稚園教諭（以下「保育士等」という。）に対し、保育需要に対応する保育士等の確保に資することを目的として、私立保育所等新卒保育士就労支援金（以下「就労支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象者)

第2条 就労支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、当該交付の申請を行おうとする年度中に、大学、短大等の保育士等の養成機関を卒業し、市内の保育所等に1日6時間以上、かつ、1月当たり20日以上勤務する常勤の保育士等として新たに就職する者とする。

(交付の申請)

第3条 就労支援金の交付を受けようとする交付対象者は、当該交付の申請を行おうとする年度の3月31日までに、下関市私立保育所等新卒保育士就労支援金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、1人につき1回に限るものとする。

3 第1項の規定による申請には、市内の保育所等に就職することがわかる書類を添付しなければならない。

(交付の決定)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、その内容等を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内に

において、交付対象者1人当たり10万円の支給を決定するものとする。

(交付の条件)

第5条 市長は、就労支援金の交付を決定する場合において、当該就労支援金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、就労支援金の交付の決定に条件を付することができる。

(決定の通知)

第6条 市長は、第4条の規定により就労支援金の交付を決定したときは、下関市私立保育所等新卒保育士就労支援金交付決定通知書(様式第2号)により、当該就労支援金の交付の申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、第4条の規定による審査により、就労支援金の交付が適当でないと認めるときは、就労支援金を交付しない旨を当該就労支援金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 交付対象者は、前条第1項の規定による通知を受けた後に第1条に規定する趣旨に該当しなくなったとき、又は就労支援金の交付を辞退しようとするときは、書面により当該就労支援金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る就労支援金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(交付の請求)

第8条 第6条第1項の規定による通知を受けた者は、就労支援金の交付を受けようとするときは、下関市私立保育所等新卒保育士就労支援金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(就労支援金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、交付対象者に当該就労支援金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第10条 市長は、第6条第1項の規定による通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、就労支援金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により就労支援金の交付を受けたとき。
- (2) 就労支援金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (3) その他市長が就労支援金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により就労支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に就労支援金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(就労支援金の返還)

第11条 市長は、就労支援金の交付を受けた者が、保育所等の勤務開始日から3年以内に、当該保育所等において保育士等として勤務しなくなったときは、就労支援金の全額を返還させるものとする。ただし、雇用者の都合により解雇されたときその他やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

(検査等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、交付対象者に対し質問をし、報告を求め、若しくは就労支援金の交付に関し必要な指示をし、又は関係書類を検査することができる。

2 市長は、必要に応じ、就労支援金の交付を受けた者が勤務する保育所等に当該勤務状況を確認することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、就労支援金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年9月13日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付を決定した就労支援金の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年11月10日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付を決定した就労支援金の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年9月17日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

（宛先） 下関市長

住所

氏名

下関市私立保育所等新卒保育士就労支援金交付申請書

下関市私立保育所等新卒保育士就労支援金の交付を受けたいので、
下関市私立保育所等新卒保育士就労支援金交付要綱第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 就職内定保育所等名
- 3 就職内定年月日
- 4 関係書類

以上

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

下関市長

印

下関市私立保育所等新卒保育士就労支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった下関市私立保育所等新卒保育士就労支援金について、下記のとおり交付を決定したので、下関市私立保育所等新卒保育士就労支援金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 その他 下関市私立保育所等新卒保育士就労支援金交付要綱の規定に違反したときは、就労支援金の返還を求める場合があります。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

（宛先） 下関市長

住所

氏名

下関市私立保育所等新卒保育士就労支援金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた下関市私立保育所等新卒保育士就労支援金について、下関市私立保育所等新卒保育士就労支援金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込口座

金融機関名	銀行 金庫 組合	本店・支店
預金種別	1 普通預金	2 当座預金
口座番号		
(フリガナ) 名義人		